

# 農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和5年4月

秋 田 県

## 目 次

第1	前文	1
第2	農村地域への産業の導入の目標	5
第3	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	8
第4	農村地域への産業の導入とともに促進すべき農業構造の改善に関する目標	9
第5	農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	10
第6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	12
第7	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	14
第8	農村地域への産業の導入とともに農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	15
第9	その他必要な事項	16
	<参考資料>	
(1)	農村地域の現状	19
(2)	市町村地域指定等状況	20

## 第1 前文

### 1 計画策定の経緯

昭和46年、農村地域工業導入促進法が制定され、国の「農村地域への工業の導入に関する基本方針（第1次）」が示されたことに伴い、本県においても「秋田県農村地域工業導入基本計画」を策定し、農村地域への計画的な工業導入に努めてきた。

その後、秋田県においても国の基本方針の変更、社会経済情勢等の変化に対応し県の「基本計画」を変更してきた。

この間、秋田県では、内陸型の金属製品、一般機械器具、輸送用機械器具等の製造業を導入するため、広域的観点から県の「実施計画」を策定し拠点工業等導入地区（9ブロック11団地）の整備を進めてきたほか、市町村実施計画の策定指導等を行い、市町村工業等導入地区の整備を促進し、農村地域への積極的な工業等導入を図ってきた。

昭和46年の制度発足以降、これまでに多くの農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきたが、産業構造が変化し、全就業者数に占める工業等の就業者数のウエイトが低下している中、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図っていくためには、地域に賦存する資源を活用した産業など、工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっている。

このような状況の中、平成29年に農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）が制定され、工業等に限定されていた対象業種を拡大した。また、令和4年に農地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）が制定され、基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止されたことをふまえ、基本方針が変更された。

県では、農業が魅力的な地域産業として発展できるよう、本県農業の長年の課題である「米依存からの脱却」を目指し、複合型生産構造への転換に向けた取組を大胆かつ集中的に実施してきた。

これまでの取組により、園芸メガ団地や大規模畜産団地の整備等による生産基盤の強化に加え、えだまめやねぎ、しいたけ等の日本一を目指した産地づくりが進んだほか、「秋田牛」のデビューや、果樹・花きのオリジナル品種、秋田米新品種「サキホコレ」の育成など、将来の本県農業の核となる基盤が整備され、農業産出額も増大するなど、着実に成果が現れてきている。

今後、世界的な食料不安や農業の担い手・労働力不足の深刻化のほか、地球温暖化防止に向けた脱炭素化・環境負荷軽減に対する関心がますます高まるなど、大きな社会情勢の変化が見込まれる中、これまでの取組をもう一段ステップアップしつつ、将来の労働力不足やカーボンニュートラルへの対応、スマート技術等を駆使した次世代型農業の推進など、新たな視点を踏まえながら、本県農業の食料供給力の強化や成長産業化に取り組む必要がある。

そのため、新たな基本方針をふまえ、また、令和4年度から令和7年度を目標年度とする「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」との整合性を図りながら新たな基本計画を策定し、農村地域への産業の導入を計画的に推進することで就業機会の確保に努めるとともに、農業構造の改善を一層推進する必要がある。

## 2 秋田県の概況

本県は、首都東京のほぼ真北約450kmの日本海側にあつて、面積11,636km<sup>2</sup>、13市9町3村に区分され、東は岩手県、南は山形県、宮城県の両県と隣接し、北は本州最北端青森県と境して景勝地十和田湖を分け、西は日本海に面している。

東の県境を縦走する奥羽山脈と、この西に平行して南北に走る出羽丘陵の山岳地帯の間には、北に鷹巣、大館、花輪の各盆地、南には横手盆地が形成され、米代川、雄物川、及び子吉川が貫流している。これらの河川に沿って肥沃な耕地が展開するとともに、下流には能代、秋田、本荘の海岸平野が開け、多くの都市を発展させている。

本県の人口は、昭和31年の1,349,936人を最高に、その後減少を続けてきた。この間、昭和48年の1,226,793人を底にして一時、昭和56年には1,258,571人にまで回復したが、その後減少に転じ、令和2年度における本県の人口は、959,502人（うち農村地域665,110人）で平成27年度と比較すると農村地域を中心に63,617人（うち農村地域57,745人）の減少となっている。

また、令和2年の就業状況は、第1次産業就業者が8.6%、第2次産業が23.6%、第3次産業が66.0%となっており、平成27年と比較すると第1次産業及び第2次産業の減少、第3次産業の増加という傾向が続いている。

### (1) 秋田県農業の動き

本県農業は、37,116戸の農家が146,700haの耕地で営農を展開しており、新潟県、北海道について全国第3位の生産量を誇る米を中心に、県内産業の主要な位置を占めている。

農業産出額は、ピークの昭和60年には3,175億円と3,000億円を超えていたものの、近年は2,000億円を下回って推移しており、令和2年では1,898億円となっている。作目別では、米が1,078億円(56.78%)、畜産365億円(19.2%)、野菜301億円(15.89%)、89億円(4.67%)、花き26億円(1.34%)となっており、依然として米に偏重した生産構造となっている。

農家戸数は、平成2年に10万戸の大台を割り込み、その後も減少傾向で推移しており、令和2年には37,116戸となった。これに伴い農家率も9.6%と減少したが、東北(7.7%)、全国(3.1%)に比べるとなお高い水準にある。

専・兼業農家別では、専業農家は昭和30年、40年代を通じて減少し続けてきたが、50年代中頃には下げ止まり、近年は増加傾向を示してきている。

また、農業就業人口は、農家戸数を上回るペースで減少し、平成8年に10万人の

大台を割り込み、平成 27 年には 54,827 人となっている。

なお、出稼ぎ農業者は昭和 45 年の 47,964 人をピークに、現在では 110 人まで減少してきている。

このような状況にある本県農業が、恵まれた県土資源の有効な活用を通じて健全な発展をとげるとともに、活力に満ちた農村社会を形成していくためには、次代の本県農業をリードする認定農業者等の担い手の確保・育成や経営基盤の強化、複合型生産構造への転換による米依存からの脱却と併せて、地元での安定した就業の場の創出等、総合的な取組を推進し、農村地域の活性化を促進する必要がある。

このため、各般にわたる農業施策の積極的な展開とともに農村地域への計画的な産業の導入を促進することが要請される。

## (2) 産業

秋田県において、県内総生産における産業構造の構成比（令和元年度県民経済計算）は、第 1 次産業が 3.2%、第 2 次産業が 23.3%、第 3 次産業が 74.0%となっている。また、産業別就業者数の構成比（令和 2 年国勢調査）は、第 1 次産業が 8.6%、第 2 次産業が 23.6%、第 3 次産業が 66.0%となっている。

また県内製造業に占める誘致企業は、令和元年度現在 261 事業所あり、全県の製造業に対しては、事業所数で 15.8%、従業員数で 47.5%、出荷額で 57.5%と大きなウエイトを占めているが、近年は情報通信業の誘致が増えている状況にある。地域環境と調和のとれた総合的な土地利用に基づいて、今後一層、女性や若者に魅力ある雇用の場の創出を図るとともに、満足できる処遇や職場環境のもと、働く人の能力が最大限発揮され、さらには、仕事と家庭の両立が実現できる職場づくりが進むよう取り組む必要がある。

## (3) 雇用

令和 2 年における産業別就業構造は、第 1 次産業が 8.6%、第 2 次産業が 23.6%、第 3 次産業が 66.0%となっているが、これを平成 27 年と比較してみると第 1 次産業からは 6,334 人が減少、第 2 次産業で 6,389 人の減少、第 3 次産業では 6,079 人の減少となっている。

人口減少が進む中、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業すべてにおいて減少しており、就業者全体では 18,973 人が減少している。

一方、県内の有効求人倍率は 1.5 倍前後の高水準で推移し、多くの業種で人材不足の状況が続いており、経済活動を担う人材の確保が急務となっているほか、コロナ禍を契機として、雇用形態や働き方の多様化など雇用スタイルも大きく変化してきている。若年層の産業別就業割合を見ると、本県では、男女ともおおむね半数程度が製造業、卸売業、建設業の上位 3 業種に就業しており、若年層にとって本県で就業する場合の業種の選択肢が相対的に少ない状況となっている。

令和 2 年の新規学卒者は 10,560 人で、うち就職者が 4,611 人（39.6%）でこれを

平成 27 年と比較すると新規学卒者は 287 人 (2.6%) 減少、就職者は 624 人 (15.6%) の増加となっている。就職者に対する県内就職者数は 2,525 人で、県内就職率をみると令和 2 年では 54.7%となっている。

また、出稼ぎ労働者の大半を占める農家出身の出稼ぎ者は、高齢化により引退が増加するとともに、若年者の新規参入が皆無に近いことから、昭和 51 年以降一貫して減少を続け、令和 3 年度には 110 人となっている。

本県の総人口は昭和 58 年以降、第 1 次産業や素材型産業の停滞等により若者の県外流出が増加し、ここ 5 年間は年平均およそ 15,000 人の減少が続いている。

一方、県内の労働力人口は、平成 27 年の 504,758 人に対し、令和 2 年は 483,500 人と減少傾向にあり、今後も減少が見込まれている。そのため、人口減少に歯止めをかけ労働力を確保するには、女性や若者に魅力ある仕事の創出が不可欠であり、女性や若者の感性が発揮できる ICT 産業やサービス産業の振興を図るほか、製造業・サービス産業・観光産業・福祉産業・農林水産業・建設業などあらゆる産業分野において、付加価値生産性の向上等を図ることにより賃金水準の改善を促し、女性や若者の県内定住を積極的に図っていく必要がある。

### 3 農村地域への産業導入の基本的な考え方

「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」では、時代の推移を一層的確に捉え、将来をしっかりと見据えた施策・事業を展開し、より多くの成果に結び付けていくことが必要であると考えており、時代の大転換期を迎える中、あらゆる可能性を探りながら、「県民誰もが豊かさを実感できる秋田」を目指している。

2 (1) のような状況にある本県農業においては、次代をリードする経営力の高い担い手と新規就農者等の確保・育成を進めるとともにマーケットに対応した収益性の高い複合型生産構造への転換を加速させる必要がある。産業においては、成長分野の発展と中核企業の創出により、県内企業の付加価値生産性が向上し、地域経済循環が活性化することで安定的な雇用創出を図るとともに、多様な働き方により多様な人材が活躍する「働きやすい秋田」を実現させる必要がある。

こうした考えを踏まえ、本計画は農村地域において安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に係る区域にやむを得ず農地を含める場合には農業上の効率的な利用に支障を生じないようにすること等の土地利用調整が行われるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られることを基本目標として策定するものである。

## 第2 農村地域への産業の導入の目標

### 1 導入業種の選定の考え方

農村地域への産業の導入にあたっては、農村地域における土地利用に関する計画等農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入産業の業種については、以下の考え方に即しつつ、市町村が定めることとする。

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。  
就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されることが望ましい。したがって、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない。また、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。
- (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること  
地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であり、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。
- (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること  
周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断する。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう留意すること。
- (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること。  
地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入が望ましい。
- (5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。  
法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

### 2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

産業導入地区の区域は、農業振興地域を対象に秋田市（旧河辺町及び旧雄和町に限る）ほか 24 市町村において設定することとし、農村地域における安定した就業機会の確保、産業の立地・導入に係る区域にやむを得ず農地を含める場合には農業上の効率的な利用に支障を生じないようにすること等の土地利用調整を行う。

産業の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行ったうえで、当該地域の実施計画に定める産業導入地区において行われるよう誘導することとし、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

市町村は、産業導入地区の区域を定める際に、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先することとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示する。

産業の導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退したりする等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。なお、各種土地利用計画との具体的な調整方法は、次のとおりである。

(1) 工業適地が設定されている地域

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載された区域にあつては、優先的に産業導入地区に含むように選定するものとする。

(2) 都市計画区域が指定されている地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域が指定されている地域にあつては、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランとの整合を図ったうえで実施計画に反映するものとする。

(3) その他の各種土地利用計画

上記以外の法に基づいて区域が設定されている地域にあつては、各土地利用計画と産業導入地区の整合を図るため、県及び市町村の当該土地利用計画担当部局と協議し、調整した内容を実施計画に反映するものとする。

### 3 配慮事項

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域



的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- 1 本県農業を牽引する認定農業者や集落営農組織等の担い手を、競争力の高い経営体に育成していくとともに、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者に対し、安定した就業の場の確保を図る。
- 2 この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びAターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。
- 3 また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進、労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

#### 第4 農村地域への産業の導入とともに促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月農林水産業・地域の活力創造本部改訂）」で示された政策の方向に即すとともに「新ふるさと秋田農林水産ビジョン（秋田県農林水産業・農村漁村振興基本計画、令和4年3月策定）」に即した農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に助長し合い、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

農業の構造改革の重要性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意することが必要である。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

## 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の区域の設定については、第2の3「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」による。ただし、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定に基づく農業振興地域整備計画が定められている市町村にあっては、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合、次の1～5の調整方針に基づいて産業導入地区を設定することとする。

なお、1～5に基づく調整については、市町村の商工担当部局及び農政部局の他、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局において十分に調整するものとし、調整を行った結果について、実施計画に具体的に反映するものとする。

### 1 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に開発するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

### 2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

### 3 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

### 4 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

### 5 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農

用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記1から3までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第17条第2項に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地に含まれる。そのため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、県の農政部局と密接に調整をすること。

農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）が市町村において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行う。

また、既に実施計画を定めた地区で、いまだ産業の導入が行われておらず、産業導入地区の区域を縮小又は廃止する場合は、地域住民の意向を十分反映し、利害関係の調査をしたうえで行う。その際、優良農地の確保の観点から当該土地の形状等に照らし、農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

なお、公害防止等環境の保全の観点から自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然公園の区域、鳥獣保護区等良好な自然環境を形成している地域並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域については、産業導入地区の設定を行わない。

また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。

加えて、文化財保護の観点から史跡名勝天然記念物に指定されている貴重な遺跡、名勝地、動植物及び地質鉱物を有する地域並びにこれらに大きな影響を及ぼす恐れのある周辺地域についても、産業導入地区の設定を行わない。周知の埋蔵文化財包蔵地については十分に留意し、文化財保護行政部局と調整を行う。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

### 1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進する。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進める。

また、産業技術センター、総合食品研究センター等の公設試験研究機関の設備の充実に努めるとともに、これらを広く開放し、企業等と交流、連携することで、中小企業単独では困難な、技術力や研究開発力の向上のために必要とされる人材の育成に努める。さらに、（公財）あきた企業活性化センター、木材高度加工研究所、脳血管研究センター、金属鋳業研修技術センター等が有機的に連携することにより、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請け企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報などソフトな産業支援機能を高め、地域に立地している企業等がこれらの必要な情報を容易に入手できるよう配慮する。

### 2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と公園、生活道路網などの生活基盤の一体的整備や住民ニーズや感性にマッチした質の高い居住環境作り、文化の振興に努める。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

導入産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

### 1 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

### 2 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

### 3 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用や秋田県内の職業能力開発施設（県立の鷹巣・秋田・大曲・横手の各技術専門校及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の秋田職業能力開発センター）等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。



## 第8 農村地域への産業の導入とともに農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### 1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者や農業志向の低い者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

### 2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、スマート農業の普及拡大に不可欠な農地の大区画化等の基盤整備を進めるとともに、農地中間管理事業による農地の集積・集約化と園芸メガ団地等の高収益作物の産地づくりを三位一体で推進する。加えて、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 環境の保全等

農村地域に限らず、公害の防止、良好な自然環境や生活環境の維持は、産業の導入に際しての基本的条件である。

よって、実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、環境基本法等環境関係法令、国や県の環境基本計画等の環境保全に関する計画に基づき、森林、農地、水辺等が有する環境保全機能を維持するとともに、公害防止はもとより、エネルギー利用の効率化、適正な廃棄物のリサイクル・処理等により、大気や水、土壌等の生活環境の保全を図る。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

### 2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びAターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

### 3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、秋田県過疎地域自立促進方針及び秋田県過疎地域自立促進計画、秋田県山村振興基本方針及び市町村山村振興計画に基づく施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

### 4 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入に当たっては、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。また、導入後も企業が円滑に定着できるよう、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮するものとする。

### 5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、本制度の運用に当たっては、県及び市町村の商工関係部局と農林関係

部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

## 6 企業への情報提供等

県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び東北農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用にも努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

## 7 遊休地解消に向けた取組

産業導入地区内の遊休地解消に向け、既存の産業導入地区において、過去に造成された工業用地や再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、県や市町村のホームページで紹介するなど当該土地の活用を図るほか、県及び市町村等が設立した秋田県企業誘致推進協議会の事業により、企業誘致に関する情報交換や交流を通じて相互に連携を深め、県及び市町村が一体となって誘致活動を推進する。

また、既存の産業導入地区内において産業導入の見込みが無い地区については、導入地区の縮小や廃止を検討する。

## 8 企業の撤退時のルール

実施計画に基づき農地転用を行った後に、企業が立地を取りやめたり、立地後すぐに撤退したりといった事態が生じないよう産業導入地区を設定するものとする。やむを得ず立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールを実施計画に盛り込み、市町村と企業との間で企業の立地時に定めておくように努める。

## 9 実施計画のフォローアップ

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ

適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入とともに促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県と共有するよう努める。

県及び市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制の確保に努める。

農村地域への産業の導入に関する基本計画参考資料

(1) 農村地域の現状										都道府県名(秋田県)
区分	単位	平成22年		平成27年		令和2年		農村地域増減 (R2-H27)	出典	
		全地域	農村地域	全地域	農村地域	全地域	農村地域			
総面積	km <sup>2</sup>	11,638	11,177	11,638	11,177	11,638	11,177	0		
総世帯数	世帯	390,136	390,136	388,560	259,215	385,187	248,235	△ 10,980	国勢調査	
総人口	人	1,085,997	1,085,997	1,023,119	715,503	959,502	651,830	△ 63,673		
人口密度	人/km <sup>2</sup>	93.3	97.2	87.9	64.0	82.4	58.3	△ 6		
産業別就業人口	総数	人	503,106	503,105	482,867	-	463,894	-	-	国勢調査
	第1次産業		49,929	49,929	46,456	-	40,122	-	-	
	うち農業		46,534	46,534	43,328	-	37,312	-	-	
	第2次産業		124,501	124,501	115,978	-	109,589	-	-	
	第3次産業		321,378	321,377	312,620	-	306,541	-	-	
農用地区域	農用地区域面積	ha	149,184	-	149,225	-	156,906	-	秋田県農業振興地域基本方針	
耕地面積	総面積	ha	150,700	150,700	149,500	145,166	146,700	137,770	△ 7,396	秋田県農林水産業累年統計表
	うち水田		130,900	130,900	130,400	125,611	128,700	120,400	△ 5,211	
新規学卒者	就業者数	人	3,826	-	3,987	-	4,611	-	-	学校基本調査
	うち都道府県		1,464	-	1,739	-	2,525	-	-	
農家人口	総数	人	195,138	-	145,046	-	-	-	-	秋田県農林水産業累年統計表
	うち60歳以上		81,091	-	69,839	-	-	-	-	
農業従事者	農業就業人口	人	71,805	71,805	54,827	51,546	-	-	-	
	基幹的農業従事者	人	44,665	44,665	44,886	42,064	33,720	-	-	
担い手	認定農業者	経営体	10,122	-	10,625	-	9,246	-	-	秋田県農林水産業累年統計表など
	認定新規就農者	人	-	-	165	-	281	-	-	
	集落営農	集落営農	737	-	724	-	-	-	-	

農村地域への産業の導入に関する基本計画参考資料

(2)市町村地域指定等状況(管内市町村)

番号	市町村名【平成13年1月1日以後に市町村合併が行われた場合は、現市町村名・旧市町村名を記載する。】	農村地域に該当	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画の有無	分譲可能残面積の有無
			農振地域 (農振区域外は○)	振興山村 (農振区域外は○)	過疎地域 (農振区域外は○)	三大都市圏			人口要件			平成27年	令和2年	対平成27年比(%)		
						令3条1一 (人口超過集落法) (農振しない集落は○)	令3条1二 (人口超過集落法) (農振しない集落は○)	令3条1三 (人口超過集落法) (農振しない集落は○)	令3条1四 (人口10万人以上) (農振しない集落は○)	令3条1四イ (人口10万人以上) (農振しない集落は○)	令3条1四ロ (人口増加率が0.5%以上) (農振しない集落は○)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬	⑬/⑫	⑭	⑮		
1	秋田市		○	○	○	○	○	○	○	○	315,814	307,672	97.4	○		
2	旧秋田市		○								300,264	294,392	98.0			
3	旧河辺町	○	○	○	○						8,533	7,819	91.6	○		
4	旧雄和町	○	○	○	○						7,017	5,461	77.8	○		
5	能代市	○	○	○	○	○	○	○			54,730	49,968	91.3	○	○	
6	旧能代市	○	○	○	○						45,811	42,117	91.9	○		
7	旧二ツ井町	○	○	○	○						8,919	7,851	88.0	○	○	
8	横手市	○	○	○	○	○	○	○			92,197	85,555	92.8	○	○	
9	旧横手市	○	○	○	○						36,334	34,797	95.8	○	○	
10	旧増田町	○	○		○						7,053	6,309	89.5			
11	旧平鹿町	○	○	○	○						12,515	11,449	91.5			
12	旧雄物川町	○	○		○						9,130	8,279	90.7	○		
13	旧大森町	○	○	○	○						6,327	5,634	89.0			
14	旧十文字町	○	○	○	○						12,607	11,756	93.2	○		
15	旧山内村	○	○	○	○						3,426	3,006	87.7			
16	旧大雄村	○	○	○	○						4,805	4,325	90.0			
17	大館市	○	○	○	○	○	○	○			74,175	69,237	93.3	○		
18	旧大館市	○	○	○	○						58,252	54,812	94.1	○		
19	旧比内町	○	○	○	○						9,658	8,926	92.4	○		
20	旧田代町	○	○	○	○						6,265	5,499	87.8	○		
21	男鹿市	○	○	○	○	○	○				28,375	25,154	88.6	○		
22	旧男鹿市	○	○	○	○						22,828	20,409	89.4	○	○	
23	旧若美町	○	○	○	○						5,547	4,745	85.5	○		
24	湯沢市	○	○	○	○	○	○				46,613	42,091	90.3	○		
25	旧湯沢市	○	○	○	○						28,918	26,425	91.4	○	○	
26	旧雄勝町	○	○	○	○						6,996	7,485	107.0	○		
27	旧福川町	○	○	○	○						8,374	6,183	73.8	○		
28	旧皆瀬村	○	○	○	○						2,325	1,998	85.9			
29	鹿角市	○	○	○	○	○	○	○			32,038	29,088	90.8			
30	由利本荘市	○	○	○	○	○	○	○			79,927	74,707	93.5	○		
31	旧本荘市	○	○	○	○						43,191	41,923	97.1	○		
32	旧矢島町	○	○	○	○						4,619	4,059	87.9	○		
33	旧岩城町	○	○	○	○						5,522	5,099	92.3	○		
34	旧由利町	○	○	○	○						4,794	4,228	88.2	○		
35	旧西目町	○	○	○	○						6,056	5,669	93.6	○	○	
36	旧鳥海町	○	○	○	○						4,800	4,018	83.7			
37	旧東由利町	○	○	○	○						3,478	2,985	85.8	○		
38	旧大内町	○	○	○	○						7,467	6,726	90.1	○		
39	潟上市	○	○	○	○	○	○	○			33,083	31,720	95.9			
40	旧天王町	○	○	○	○						21,385	6,738	31.5			
41	旧飯田川町	○	○		○						4,207	3,826	90.9			
42	旧昭和町	○	○		○						7,491	21,156	282.4			
43	大仙市	○	○	○	○	○	○				82,783	77,657	93.8	○		
44	旧大曲市	○	○	○	○						35,873	35,180	98.1	○		
45	旧神岡町	○	○	○	○						5,126	4,759	92.8			
46	旧西仙北町	○	○	○	○						8,427	7,428	88.1	○	○	
47	旧中仙町	○	○	○	○						9,524	8,518	89.4	○		
48	旧協和町	○	○	○	○						6,841	6,290	91.9	○		
49	旧南外村	○	○	○	○						3,606	3,128	86.7	○		
50	旧仙北町	○	○	○	○						7,045	6,644	94.3	○		
51	旧太田町	○	○	○	○						6,341	5,710	90.0	○		

番号	市町村名【平成13年1月1日以後に市町村合併が行われた場合は、現市町村名・旧市町村名を記載する。】	農村地域に該当	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画の有無	分譲可能残面積の有無
			農振地域 （指定する場合は○印）	振興山村 （指定する場合は○印）	過疎地域 （指定する場合は○印）	三大都市圏			人口要件			平成27年	令和2年	対平成27年比 （%）		
						令3条1 （人口超過集積地等指定しない場合は○印）	令3条1 （人口超過集積地等指定しない場合は○印）	令3条1 （人口超過集積地等指定しない場合は○印）	令3条1 （人口10万人以上） （指定する場合は○印）	令3条1 （人口20万人以上） （指定しない場合は○印）	令3条1 （人口30万人以上） （指定しない場合は○印）					
52	北秋田市	○	○	○	○	○	○	○				33,224	30,198	90.9	○	
53	旧鷹巣町	○	○	○	○							18,158	16,805	92.5	○	○
54	旧合川町	○	○	○	○							6,380	5,180	81.2	○	
55	旧森吉町	○	○	○	○							5,850	2,401	41.0	○	
56	旧阿仁町	○	○	○	○							2,836	5,812	204.9	○	
57	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○				25,324	23,435	92.5	○	
58	旧仁賀保町	○	○		○							10,292	9,650	93.8		
59	旧金浦町	○	○		○							4,157	3,785	91.1		
60	旧象潟町	○	○	○	○							10,875	10,000	92.0	○	
61	仙北市	○	○	○	○	○	○	○				27,523	24,610	89.4		
62	旧田沢湖町	○	○	○	○							10,397	11,284	108.5	○	
63	旧角館町	○	○	○	○							12,489	9,286	74.4	○	
64	旧西木村	○	○	○	○							4,637	4,040	87.1		
65	小坂町	○	○	○	○	○	○	○				5,339	4,780	89.5	○	
66	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○				2,381	2,063	86.6		
67	藤里町	○	○	○	○	○	○	○				3,359	2,896	86.2	○	○
68	三種町	○	○	○	○	○	○	○				17,078	15,254	89.3	○	
69	旧琴丘町	○	○	○	○							4,847	4,329	89.3	○	
70	旧山本町	○	○	○	○							6,434	5,826	90.6	○	
71	旧八竜町	○	○	○	○							5,797	5,099	88.0	○	
72	八峰町	○	○	○	○	○	○	○				7,309	6,577	90.0	○	
73	旧八森町	○	○	○	○							3,528	3,139	89.0		
74	旧峰浜村	○	○	○	○							3,781	3,438	90.9	○	
75	五城目町	○	○	○	○	○	○	○				9,463	8,538	90.2	○	○
76	八郎潟町	○	○	○	○	○	○	○				6,080	5,583	91.8		
77	井川町	○	○	○	○	○	○	○				4,986	4,566	91.6		
78	大潟村	○	○			○	○	○				3,110	3,011	96.8		
79	美郷町	○	○			○	○	○				20,279	18,613	91.8		
80	旧千畑町	○	○		○							7,054	5,934	84.1	○	
81	旧六郷町	○	○		○							6,359	6,426	101.1		
82	旧仙南村	○	○		○							6,866	6,253	91.1		
83	羽後町	○	○	○	○	○	○	○				15,319	13,825	90.2	○	
84	東成瀬村	○	○	○	○	○	○	○				2,610	2,704	103.6	○	○